

横須賀市子ども手当支給事務取扱要綱

(総則)

第1条 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「平成22年度等法」という。）及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「平成23年度法」という。）の規定に基づく子ども手当の支給に係る事務の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(職権による改定等)

第2条 市長は、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号。以下「平成22年度等省令」という。）第3条若しくは第7条又は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号。以下「平成23年度省令」という。）第6条若しくは第9条に規定する事由の発生又は消滅を市が保有する公簿等により確認した場合であって、これらの規定に規定する届書の提出を受けていないときは、当該受給者に対して届書の提出を促すものとする。

2 市長は、前項の規定により届書の提出を促してもなお届書の提出を行わない受給者について、職権により平成22年度等法第8条第3項又は平成23年度法第8条第3項に規定する子ども手当の額の改定その他の処分を行うものとする。

(通知書)

第3条 平成22年度等省令第10条及び平成23年度省令第13条の規定による通知は、子ども手当認定等通知書によらなければならない。

(支払い)

第4条 市長は、子ども手当を原則として平成23年度法第7条第4項（平成22年度等法の規定に基づく子ども手当にあつては、平成22年度等法第7条第4項）に規定する月の15日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前で最も近い日曜日等でない日）に、受給者があらかじめ指定する金融機関口座への振込みにより支払うものとする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

(寄付受領書)

第5条 市長は、平成22年度等法第23条第1項又は平成23年度法第24条第1項に規定する寄付があつたときは、当該寄付者に対し寄付受領書を交付するも

のとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。